

三朝町総合文化ホール・交流促進センターの管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月13日

三朝町長

三朝町規則第6号

三朝町総合文化ホール・交流促進センターの管理及び運営に関する規則

三朝町総合文化ホール・交流促進センターの管理及び運営に関する規則（平成7年三朝町規則第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(利用許可の申請)</p> <p>第5条 条例第3条の規定により、町長の許可を受けようとする者及び許可に係る事項を変更しようとする者は、<u>施設予約システム（通信回線を利用して電子計算機処理により施設の予約等を行うシステムをいう。以下同じ。）</u>により申請するものとする。</p> <p>2 前項の申請（変更に係る場合を除く。）は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める期間内に行うものとする。ただし、町長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1)・(2) 略</p>	<p>(利用許可の申請)</p> <p>第5条 条例第3条の規定により、町長の許可を受けようとする者及び許可に係る事項を変更しようとする者は、<u>三朝町総合文化ホール利用許可（変更）申請書（様式第1号）</u>を町長に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の申請書（変更に係る場合を除く。）は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める期間内に提出しなければならない。ただし、町長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1)・(2) 略</p>
<p>(利用許可)</p> <p>第6条 町長は、<u>前条の規定により申請があったときは、施設予約システムにより許可するものとする。</u>この場合において町長は、必要な条件を付すことができる。</p>	<p>(利用許可書等の交付)</p> <p>第6条 町長は、<u>総合文化ホールの利用を許可し、又は許可に係る事項の変更を許可したときは、三朝町総合文化ホール利用（変更）許可書（様式第2号）を交付するものとする。</u>この場合において町長は、必要な条件を付すことができる。</p>
<p>(利用辞退の手续)</p> <p>第7条 前条の規定に基づく許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、総合文化ホールの利用を辞退しようとするときは、遅滞なく<u>利用辞退を</u></p>	<p>(利用辞退の届出)</p> <p>第7条 前条の規定に基づく<u>許可書の交付</u>を受けた者（以下「利用者」という。）は、総合文化ホールの利用を辞退しようとするときは、遅滞なく<u>三</u></p>

施設予約システムにより手続するものとする。

朝町総合文化ホール利用辞退届書（様式第3号）を町長に提出しなければならない。

（使用料の還付）

第15条 利用者が既に納めた使用料（以下「既納使用料」という。）は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、町長は、当該各号に定める額を還付することができる。

（1） 利用者が、その責めに帰することができない理由により総合文化ホールを利用できなくなったとき 既納使用料の全額

（2） 利用者が、利用日の7日前（大ホール（大ホールと併用する場合の大ホール以外の施設を含む。）の利用にあつては、1月前）までに第7条の届書を提出したとき 既納使用料の2分の1の額

（3） その他町長が特に必要があると認めたとき 町長が別に定める額

2 既納使用料の還付を受けようとする者は、総合文化ホール使用料還付申請書（様式第4号）を町長に提出しなければならない。

（雑則）

第15条 略

（雑則）

第16条 略

様式第1号から様式第4号までを削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和8年3月23日（以下「施行日」という。）から施行する。

（適用区分）

2 この規則による改正後の三朝町総合文化ホール・交流促進センターの管理及び運営に関する規則第5条及び第6条の規定は、施行日以降に利用の許可を受けるものから適用し、施行日前に利用の許可を受けたものにあつては、なお従前の例による。